

岩手県告示第501号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり閉伊川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成22年5月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 漁業権者の名称及び住所

(1) 名称 閉伊川漁業協同組合

(2) 住所 宮古市宮町三丁目10番59号

2 漁業権の免許番号 内共第9号

3 変更の内容

変更前	変更後								
<p>(禁止区域)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 域</th><th>期 間</th></tr></thead><tbody><tr><td>川井村発電用水取入口えん堤上流100メートルから同えん堤下流100メートルまでの区域</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	区 域	期 間	川井村発電用水取入口えん堤上流100メートルから同えん堤下流100メートルまでの区域	[略]	<p>(禁止区域)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 域</th><th>期 間</th></tr></thead><tbody><tr><td>宮古市川井地内の川井発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	区 域	期 間	宮古市川井地内の川井発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域	[略]
区 域	期 間								
川井村発電用水取入口えん堤上流100メートルから同えん堤下流100メートルまでの区域	[略]								
区 域	期 間								
宮古市川井地内の川井発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域	[略]								
備考 変更部分は、下線の部分である。									

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成22年5月25日